

労務費調査 Q&A

Q まずは何から始めたらいいですか？

元請け企業：佐賀県(または調査委託会社)からの案内が届き次第、「対象企業名簿」と「施工体系図」の作成と提出をお願いします。
下請け企業：元請け企業から案内がありますので、調査票を作成して期日までに提出をお願いします。

Q 複数の工事が審査対象になった場合どうしたらいいですか？

労働者ごとに、従事した日数が最も多い工事の調査票に記入してください。→ポイント④参照
なお、複数の工事に同じ労働者を重複して記載しないでください。

Q 10月の工事に従事した人が対象ですか？

労務費調査の対象は職種と賃金計算期間で決まります。つぎの①②のどちらかに該当する場合は対象です。
①51職種に該当し、10月賃金計算期間内に従事した。
②38職種に該当し、9月賃金計算期間内に従事した。
※51職種・38職種や賃金計算期間の詳細は、「公共事業労務費調査の手引き」を確認してください。

Q 現場代理人、監理技術者、主任技術者は調査対象ですか？

元請け企業：現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者など)は対象外です。
下請け企業：作業に従事しない主任技術者等は対象外です。

令和7年度 労務費調査スケジュール ※実施時期は前後する場合があります。

8月～9月 調査対象工事の選定・調査対象元請け業者への通知

9月～10月 調査対象業者(下請け企業含む)において調査票の記入
10月上旬 労務費調査説明会
10月下旬 調査票記入サポート相談会

11月～12月 調査票の審査 ※例年の審査期間は11月のみ

2月～3月 公共工事設計労務単価の決定・公表

3月～ 工事予定価格の積算に使用

労務費調査協力依頼

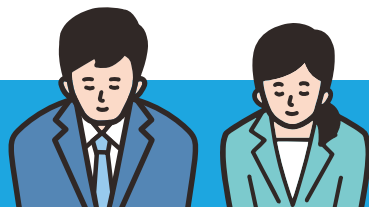
① 対象企業名簿・施工体系図の提出
9月下旬 元請け企業対象

② 調査票・確認資料の提出
11月上旬～中旬 元請け・下請け企業対象

【注意】
書面調査とオンライン調査では
提出方法が異なります。

③ 電話での聞き取り
11月下旬～12月中旬
調査票に不明な点がある場合のみ

佐賀県の適切な公共工事設計労務単価の設定には、調査票へ正確に記入していただくことが重要です。何卒、ご協力よろしくお願いいたします。



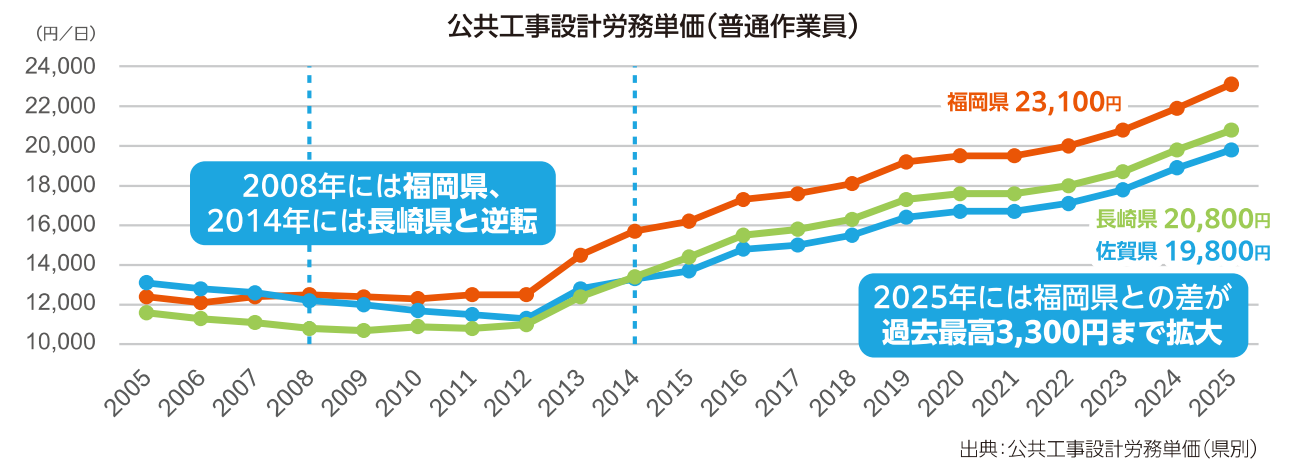
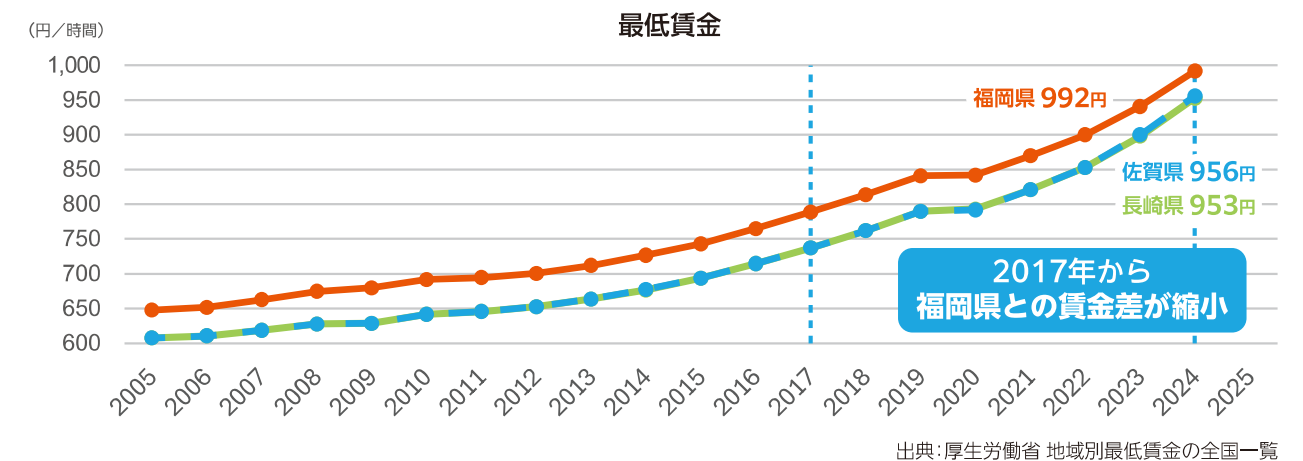
隣県への人材流出 担い手不足 の解消には労務単価アップが不可欠！

4つのポイント

みなさまにご協力いただく「公共事業労務費調査」は、公共工事の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の基礎資料を得るための調査です。
佐賀県の公共工事設計労務単価は隣県との差が大きく、人材が流出する要因となっています。適切な公共工事設計労務単価の設定のため、調査票へ正確に記入していただくことが重要です。



佐賀県の現状…最低賃金は隣県の福岡県との差が年々縮小しています。一方、設計労務単価は、2025年には福岡県と3,300円もの差がついており、今こそ適切な設計労務単価の設定が求められています。



ポイント

1 就業規則や雇用契約書の見直し

労働基準法第32条では「休憩時間を除いて、週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない」と定められています。せっかく作成いただいた調査票も、**就業規則や雇用契約書等が週40時間労働を守れていないと棄却になります。**

棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにしてください。

※おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や雇用契約書(労働条件通知書、雇入通知書等)を見直して、労働基準監督署へ届け出てください。
現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。



ポイント

2 就業規則等の労働時間と実際の労働時間の確認

熱中症対策として休憩時間を見直している会社が増えています。

実際の労働時間が週35時間なのに、就業規則等が週40時間のままになっていませんか？

労務費調査では、就業規則や雇用契約書に記載されている労働時間をもとに1日あたりの労務単価を計算するので、週40時間のままだと**労務単価が低く計算されてしまいます。**

解決方法 見直した就業規則等を必ず労働基準監督署に提出してください。
就業規則等を更新することで現状の労働時間に見合った賃金を算出します。

1日当たりの支払賃金を18,900円と仮定

現行の就業規則や雇用契約書											
8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00		
労働4.0時間				昼休1.0時間	労働4.0時間						
所定労働時間8時間					1日:8時間 1週間:40時間						

就業規則や雇用契約書で算出した賃金
(18,900円÷8時間)×8時間=
18,900円/日

就業規則や雇用
契約書を実働時間に
合わせる

実際の労働時間											
8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00		
労働2.0時間		休憩0.5時間	労働1.5時間		昼休1.0時間	労働2.0時間		休憩0.5時間	労働1.5時間		
所定労働時間7時間			1日:7時間 1週間:35時間								

見直した就業規則や雇用契約書で算出した賃金
(18,900円÷7時間)×8時間=
21,600円/日

**2,700円
UP!!**

ポイント

3 実際の作業内容に見合った職種の選択

職種判定は最重要ポイントです！ 実際の作業内容に見合わない職種を選択してしまうと、**労務単価を下げてしまう場合があります。**

解決方法 社内で使用している呼称ではなく、実際の作業内容に見合った職種を「公共事業労務費調査の手引き」から正しく選択・記入しましょう。そうすることで、各職種に適正な賃金が反映されます。

(例) 型枠工を主とした会社の場合

適切でない職種	型枠工	型枠工	型枠工	軽作業員
	 Aさん 経験年数:30年 賃金 40,000	 Bさん 経験年数:15年 賃金 32,000	 Cさん 経験年数:2年 賃金 12,000	—
適切な職種	型枠工	型枠工	型枠工	軽作業員
	 Aさん 経験年数:30年 賃金 40,000	 Bさん 経験年数:15年 賃金 32,000	—	 Cさん 経験年数:2年 賃金 12,000

実際は普通作業員や軽作業員などの職種に従事している労働者がいるにもかかわらず、社内で使用している職種名にとらわれて一律「型枠工」にしてしまうと、型枠工より安い賃金が反映され、単価を下げてしまいます。

**こちらで
記入!!**

ポイント

4 調査票は各工事に分けて提出

対象となった複数の工事を佐賀県以外の工事にまとめてしまうと、佐賀県での調査対象数が減る可能性があり、**労務単価が下がるおそれがあります。**

解決方法 受注している複数の工事が審査対象となることがあります。その場合、1つの工事に集約して提出するのではなく、労働者ごとに適した工事および職種を選択し、工事ごとに提出してください。

- 労働者ごとに現場での作業日数が最も多い工事を選択
- 作業日数が最も多い工事の職種を採用
- 現場代理人などの現場技術者や見習い・手元の方は審査対象外(詳細は「公共事業労務費調査の手引き」を確認してください)

〇〇建設	工事①(佐賀県発注) 元請け			工事②(佐賀国道事務所発注) 1次下請け			工事③(福岡県発注) 1次下請け		
	立場	現場作業 日数	調査 対象	立場	現場作業 日数	調査 対象	立場	現場作業 日数	調査 対象
Aさん	現場代理人	0	対象外	運転手(一般)	1	×	—	—	—
Bさん	世話役	7	×	世話役	1	×	世話役	12	○
Cさん	特殊作業員	3	×	普通作業員	5	×	普通作業員	10	○
Dさん	普通作業員	18	○	普通作業員	1	×	普通作業員	1	×
Eさん	運転手(一般)	6	×	運転手(一般)	11	○	運転手(特殊)	2	×
Fさん	軽作業員	3	○	電工(見習い)	12	対象外	軽作業員	2	×

臨時で1日だけ運転手(一般)として働いているが現場代理人(技術者)としての給料が支払われているため対象外

最も稼働の多い工事③に世話役として提出

最も稼働の多い工事③に普通作業員として提出

最も稼働の多い工事①に普通作業員として提出

最も稼働の多い工事②に運転手(一般)として提出

電工見習いの稼働が最も多いが対象外であるため次に稼働の多い工事①に軽作業員として提出